



# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102  
奈良県葛城市東室123番地1  
TEL 0745 (69) 8282  
FAX 0745 (69) 7377  
自宅 0745 (69) 2174

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日 30日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	.	.	.	.	.

## ワンポイント マイナンバー(共通番号)制度

国民一人ひとりに付ける固有の番号。名寄せし、個人情報を確認することで、年金・医療・福祉や税等の行政分野で、社会保障給付や将来導入が予定される給付付税額控除等に対応します。関係法案が成立すれば、平成26年6月に個人・法人に番号を交付し、27年1月以降利用開始の予定です。

## 4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月1日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月1日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月1日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月16日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
4月1日~4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(1月~3月分) 5月1日

# 第二次確定分のポイント

## 十二月二日施行

平成二十三年度税制改正法案は、本来の年度末である平成二十三年三月三十一日までに成立せず、期限切れとなる租税特別措置についてのみ「つなぎ法」を用いて延長された後、六月二十二日に第一次確定分として、雇用促進税制と期限切れ租税特別措置の延長等のみ抜粋して成立しました。

その後、残りの法案は継続審査となり、さらに一部を抜き出し、第二次確定分として平成二十三年十一月三十日に成立（十二月二日施行）し、残った法案は不成立となりました。

不成立となった平成二十三年度税制改正法案のうち、一部は平成二十四年度税制改正大綱に盛り込まれています。

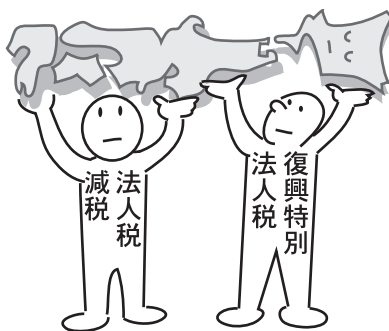
今回は、第二次確定分について、ポイントを整理してみます。

### ■平成23年12月2日施行の改正項目の適用期日

改正項目	適用期日
1. 法人税率（本則税率）の引下げ	平成24年4月1日以後に開始する事業年度から
2. 中小企業者等に対する軽減税率の特例の引下げ	〃
3. 減価償却制度の見直し	平成24年4月1日以後に取得する資産から
4. 欠損金の繰越控除制度の見直し	平成24年4月1日以後に開始する事業年度から
5. 貸倒引当金制度の見直し	〃
6. 寄附金の損金不算入制度の見直し	〃
7. 更正の請求範囲の拡大	平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来するものから
8. 更正の請求期間の延長	〃

#### I ● 適用期日

図表のようになります。



#### II ● 改正項目

##### ≡ 1 法人税率の引下げ ≡

(1) 本則税率の引下げ

普通法人の税率が二五・五%（改正前三〇%）、中小法人の年八〇〇万円以下の金額の軽減税率が一九%（改正前二二%）とされました。

(2) 中小企業者等に対する法人税率の特例の引下げ

年八〇〇万円以下の金額に対する法人税率が一五%（改正前一八%）とされました。

(3) 復興特別法人税による調整

平成二十四年四月一日から二十七年三月三十一日までに開始した事業年度については、(1)及び(2)の法人税率の一〇%が法人税率に加算されます。

普通法人

：二五・五% ↓ 二八・〇五%

中小企業者

：一五% ↓ 一六・五%

##### ≡ 2 減価償却制度の見直し ≡

平成二十四年四月一日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率（1/耐用年数）を二倍した数

(改正前二・五倍した数)とされました。

### 3 欠損金の繰越控除制度の見直し

#### (1) 繰越欠損金の使用制限

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失の繰越控除制度における繰越限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得金額の八〇％相当額とされますが、中小法人等については、現行のままとなっています。

#### (2) 繰越控除期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間が九年(改正前七年)に延長されました。

### 4 貸倒引当金制度の見直し

貸倒引当金制度の適用法人が、①中小法人等、②銀行、保険会社その他これらに類する法人、③売買があったものとされるり

ース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等に限定されました。前記以外の法人の平成二十四年度から二十六年まで間に開始する各事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成二十四年度は四分の三、二十五年は四分の二、二十六年は四分の一の引当が認められます。

### 5 寄附金の損金不算入制度の見直し

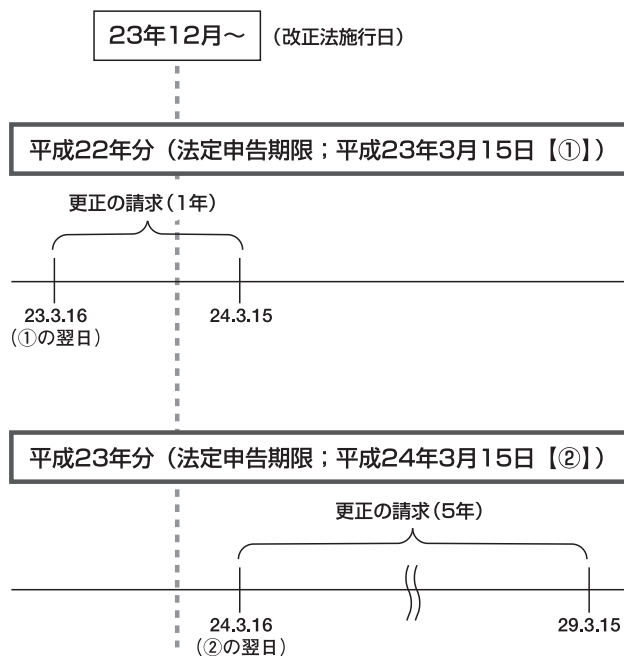
① 一般の寄附金の損金算入限度額引下げ：資本基準と所得基準の合計額の四分の一(改正前二分の一)とされました。

② 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額引上げ：一般の寄附金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充が行われています。

### 6 更正の請求の範囲拡大

当初申告の確定申告書に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる以下の制度等について、確定申告書、修正申告書又は、更正の請求書に適用金額を記載した書類の添

#### ■ (例) 所得税の更正の請求ができる期間



(注) 上記は、確定申告が必要な方が提出する納税申告書に係る更正の請求等の適用関係であり、還付等を受けるための申告書の場合には、法定申告期限が当該申告書を提出した日であるため、提出した年月日により上記の期間は異なります。

付がある場合等に限り、適用が受けられません。

また、控除額の制限が見直され、更正の請求により、当初申告時の控除等の金額を増額できることになりました。

なお、適用を受けることができる金額は、添付書類に記載された金額を基に計算された金額を限度とします。

① 受取配当等の益金不算入、

② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入、③ 指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入、④ 所得税額控除、⑤ 外国税額控除、など

### 7 更正の請求期間の延長

納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間が原則として五年(改正前一年)に延長されました。

## 使用人賞与の損金算入時期

法人が使用人に対して支給する賞与の額（使用人兼務役員に対して支給する賞与のうち使用人としての職務に対応する部分の金額も含まれます）は、原則としてその支払をした日の属する事業年度の損金の額に算入します。

ただし、次の(1)、(2)の場合は、その区分に応じ、それぞれ【損金算入事業年度】として示した事業年度の損金の額に算入します。なお、これらの規定は、資金繰りの都合によって、賞与の支給日が翌期にずれ込んでしまうようなケースに活用できます。

- (1) 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与（使用人にその支給額が通知されているもので、かつ、その支給予定日又はその通知をした日の属する事業年度においてその支給額につき損金経理したものに限りません。）

### 【損金算入事業年度】

⇒その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度

- (2) 次に掲げる要件のすべてを満たす賞与イ その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること（ただし、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、ここでいう「通知」には該当しません）。

ロ イの通知をした金額を通知したすべての使用人に対しその通知した日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること。

ハ その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

### 【損金算入事業年度】

⇒使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度

## 土地の無償返還に関する届出

通常受け取るべき権利金を受け取らず、かつ、相当の地代の額に満たない額の地代しか受け取っていないときは、原則として権利金の認定課税が行われません。しかし、「土地の無償返還に関する届出」を行っている場合には、権利金の認定課税は行われません。

この届出は、法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させ、その借地権の設定等に係る契約書において、将来借地人等がその土地を無償で返還することが定められている場合に、これを届け出る手続です。そして、この届出の手続は、借地権の設定等により他人に土地を使用させ、権利金に代えて相当の地代を收受することとした法人とその借地人の連名により行うものです。

## 譲渡所得において、相続税を取得費に加算できる特例

「相続財産を譲渡した場合の取得費の特例」として、譲渡所得において相続税を取得費に加算できる特例があります。

これは、相続によって取得した土地や建物、株式などを、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算ができるというものです。なお、この特例は譲渡所得のみにしか適用されません。

この特例を受けるためには次の要件を満たしている必要があります。

- ① 相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- ② その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- ③ その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること。